

アイ・スマイルプラスの「入居者補償制度のご案内」

ご加入にあたり、特にご注意いただきたいこと

- 入居者補償制度（以下、「本制度」といいます）は、アイ・シンクレント株式会社が保険契約者となって、Chubb損害保険株式会社（以下、チャブ保険といいます）との間で締結した損害保険契約に基づき、「アイ・スマイル プラス」（以下「本サービス」といいます）の会員を被保険者（保険金受取人）として、補償を無料で提供するものです。
- 本制度の保険証券は、保険契約者が保管し、入居者の皆様には交付されません。
- お客様が所有する家財の実態に応じて、別途火災保険にご加入いただくことができます。詳しくは下記の「お問い合わせ先」にお問い合わせください。
- 本制度の補償は、会員資格取得日または入居日のいずれか遅いときから開始し、以下の場合に該当したときに終了します。
 - 本サービスが終了したとき。
 - 本サービスの会員でなくなったとき。
 - 借用戸室を居住以外の目的で使用したとき。
- 本制度の保険料は保険契約者が全額を負担し、賃貸借契約のご契約者、およびご入居者には保険料相当額のご負担はございません。
- パンフレットおよびこの書面は補償内容に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましてはチャブ保険ホームページ、「リビングプロジェクト総合保険 ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）2025年1月1日以降始期用」をご参照ください。（<https://www.chubb.com/jp-yakkan>）冊子約款をご希望の場合は、下記の「お問い合わせ先」にお問い合わせください。
- 地震保険、事故被害者弁護士費用補償特約、賃借・引越し費用補償特約セットの有無は、下記のとおりです。
- 本制度で補償される損害が生じた場合は、下記の「事故の連絡先」へご連絡ください。
 - ※ 事故が発生した場合には、損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 - ※ 損害保険金および費用保険金の請求権は、事故による損害が発生した日の翌日から起算して3年を経過した場合、時効により消滅します。

保険金額・支払限度額

地震保険セット：なし
事故被害者弁護士費用セット：なし
賃借・引越し費用セット：なし

保険金額・支払限度額

家財 〔破損・汚損等1事故30万円限度 （自己負担額：1事故1万円）〕	個人賠償	借家人賠償 自己負担額：1事故3万円（注）	修理費用
101.6万円	1億円	3,000万円	100万円

（注）火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故による水濡れの場合には、自己負担額は適用されません。適用料率：2025年1月

事故の連絡先

- 下記連絡先にお電話の際に、住所・物件名・部屋番号・氏名にあわせて、「アイ・シンクレント（株）の総括契約」と必ずお伝えください。
- 受付後、補償制度加入者である確認をとるため、お時間を頂戴する場合がございます。ご了承ください。

事故受付ダイヤル（Chubb損害保険株式会社）
0120-011-313（年中無休 24時間受付）
※土日祝日および平日夜間（17:00～翌9:00）は受付のみとなります。

お問い合わせ先

<取扱代理店>
マープル株式会社エースト
TEL 0797-25-0822
<保険契約者>
アイ・シンクレント株式会社
東京都品川区上大崎2-25-5 久米ビル6F
TEL 03-5436-3514 （年末年始を除く10:00～19:00）
引受保険会社
Chubb 損害保険株式会社（チャブ保険）
〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山
www.chubb.com/jp

CHUBB®